

## 平成22年度第1回法律学FD/ICT活用研究委員会 議事録

- I. 日時 : 平成22年6月18日(金) 午後1時から午後3時まで  
II. 場所 : 私立大学情報教育協会 事務局 会議室  
III. 出席者 : 吉野委員長、執行委員、笠原委員、高嵩委員  
(事務局) 井端事務局長、森下主幹、渡邊職員

### IV. 議事概要

#### (1)事務連絡

委員会開催にあたって、下記議題1については、本日の会議で結論をまとめて頂く必要がある旨、事務局から依頼があった。

#### (2)議題1: 法律学教育における学士力到達目標のどの部分にICTを用いるのが適切かについて、各委員の提出した素案の検討

・事務局から、今回は学生の情報活用能力の涵養が対象だったが、今回は、教員が教育の改善モデルとしてどのようなICTの利用が効果的かのモデルの提示が求められているとの説明があった。「こういう目的のこういう授業のこういう段階でこういうICTを使うのが効果的である」とのモデル提示が望まれている、ということである。

・これに対し、今回の課題を考えるうえで、前回の結論が参考になるとの提案があった(資料⑤参照)。引き続き「事例に基づく法律構成教育」の事例が素材として挙げられ当該教育における原理と方法が説明された。当該授業を実施するに当たり、使用したICTおよびその目的は次のとおりである。

- ①事実関係を示すビデオの使用。
- ②メールによりワードで作成したレポートを提出させ、コメントを付して返送することによるきめの細かい教育。論理的叙述能力を涵養するうえで重要。
- ③電子掲示板上で論争、および当該論争経過にコメントを付したり評価したりすることにより、その成果を教育資料ファイルとして共有するという利用。
- ④エクセルによる到達度の客観化・一覧化による基礎資料。

※掲示板上の個々の書き込みに対して、教員ないし他の学生が評価を与えるシステムを備えた掲示板がある。

※他大学・他組織との共同模擬裁判を行ううえでのオンラインディスカッションシステムの使用も考えられる。

・次に、現状報告並びに課題と方向性の指摘があった(資料⑤2)。指摘された課題と方向性の要旨は次のとおり。

#### 到達目標1との関係

- ①到達目標1を達成するにはICTの利用は必要不可欠。
- ②法情報の扱い方を体系的に学ぶ機会が必要。
- ③通常の授業の中で到達目標1を達成するための課題を盛り込む機会が必要。
- ④一般教員について、ICT関連のスキルの底上げが必要。

#### 到達目標2との関係

・300名以上の受講生の講義(複数大学の複数講座)を対象とした試みが紹介された。教員から出された課題は3点のみ。後は、学生間の議論に任せる。参加者にバラエティがあり、相互に啓発しようという効果があるため、教員の想定した以上の成果が得られている。

講義内容、講義資料はすべてHPにアップロードしてあるので、ノートする必要はない。授業中は「考える時間」として使うために、意識的にそのようにしている。すべての情報を可視化することが重要。情報の可視化は、ユビキタス環境の確立、レジュメ配布の時間節約にも役立っている。繰り返しが大事。講義、ウェブ、ディスカッションで同じ課題を繰り返して扱うことが重要。

- ・ 委員から次の点の指摘があった。上記の諸先生に紹介して頂いた高度かつ最先端の試みから、一般的かつ平均的（で向上心のある教育熱心）な教員が行う授業で対応できる試みをどのように抽出し、どのように普及していくのが課題。

小集団授業、大講義タイプの授業のそれぞれにつき、小人数講義案、大教室講義案をひとつの理想型として、これらから一般化しうるスキル・工夫を抽出するという方向が現実的か。

・ 委員から次の指摘があった。ICTのハードウェアそのものはほとんどの大学にあるが、実際に有効に使われている例は少ない。むしろ、有効に使われるようにするにはどうしたらよいかを考える必要がある。また、きめの細かい学生への対応には、ICTのみならず、大学全体でのバックアップ体制が必要である。情報処理教育のみならず、自発的な学びの姿勢や、他者への表現方法を学ぶための拠点が大学内に必要なのではないか。また、現代的な問題を対象とするモデル授業を、私情協が率先して提示できないか。

以上の議論を前提として、小集団タイプ、大講義タイプ、立法政策タイプの3類型を念頭におき、教育目的、教育方法を詰めたうえ、ICTの活用可能性を詳細に検討することになった。

### (3)情報教育の中間まとめに対する意見について

・ 到達目標1の教育内容・教育方法③を、「①は、法に関するデータベースなどの情報源の所在と」と変更する。

・ 既存の法に対する批判的能力が必要であるとの指摘については、情報教育の到達目標の中に、到達目標3としてこの能力涵養のための情報教育を含めるかとも関連するので、到達目標3を復活させない場合、どこかにこの点を反映させる。議論の結果、中間まとめ・到達目標2に「批判能力」をどう組み入れるかが議論され、以下の1. 2. のように決定された

1. 到達度③ 法ルールを事実に適用し、「法の解釈を行い、妥当な法的解決を見出し」その結果を・・・ と、括弧内を追加し、

2. 到達度④ 冒頭に「広い視野から」、「発展のための」の後に、「批判やプランニングに」を加えた。

・ 到達目標2の教育内容・教育方法③を、「電子掲示板又は電子メールなどを用いて、対立する当事者の一方の視点で法律構成させ、それを文書化して提出させる」と変更する。

・ 到達目標2の教育内容・教育方法①を、「ワープロ、表計算、図形ソフト」と変更する。

### (4)次回開催日について

事務局で調整する。9月4日（土）、11日（土）の13時30分からが候補。